

## 新地町コミュニティバス運行業務委託仕様書

### 1 業務名

新地町コミュニティバス運行業務委託

### 2 目的

本業務は、町内循環バスを運行し、町内の生活交通の確保及び住民福祉の向上を目的とする。

### 3 事業種別

一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行)

### 4 事業主体

新地町

### 5 運行主体

町と町内循環バス運行管理業務委託契約を締結した運行事業者

### 6 運行事業者

道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、又は運行開始日までに確実に取得できる者で、運行開始までに運行に必要な手続きを確実に行える能力を有する者であること。また、緊急時の対応が可能な距離に事業所または車両保管場所が設置できる者とする。なお、事業所及び車両保管場所の設置に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

### 7 契約期間

(1) 業務委託契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 8 運行内容

運行内容等については次のとおりとする。

運行ルート、運行日、運行便数、運行時間帯については、「新地町コミュニティバス運行等業務委託仕様書、新地町コミュニティバス運行計画書(別紙1-1および1-2)、新地町コミュニティバス運行実施要綱(別紙2)」を基本とすること。

なお、各路線の運行ルート、運行日、運行便数、バス停留所、ダイヤは、利用状況等により、契約期間内での変更があるものとし、変更に向けた対応は町と協議の上行うこと。

## 9 運賃体系

### (1) 基本運賃

1回乗車ごとに300円とする。ただし、小学生以下は150円。なお、保護者（6歳未満の小児を除く。）が同伴する1歳以上6歳未満の小児については、保護者1人につき1人を無料とし、1歳未満の小児については、無料とする。

### (2) 回数券

大人（中学生以上） 3,000円（1枚綴り）

小人（小学生以下） 1,500円（1枚綴り）

回数券の作成及び販売は町が行う。

（3）支払い 運転手は、利用者から運賃（または回数券）を受領し運行する。

## 10 運行車両

（1）運行車両については運行事業者が用意する車両を使用すること。車両故障・事故等により、運行を中止、または中断した場合は、運行事業者は直ちに町に報告するとともに、交代の乗務員の確保、代替車両（予備車）の運行などで業務に支障をきたすことのないように努めるものとすること。

### (2) 運行事業者が用意する車両

12～14人乗り車両とし、車種、新車、中古車を問わない。

また、運行車両の整備機器については、使用車両の車内構造等を踏まえて、発注者と協議すること。

（3）運行車両の日常点検、清掃、燃料補給、車両修繕、法定点検整備、タイヤ等交換を受託者において行うこと。

## 11 利用者

利用者は、町内外問わず誰でも利用できるものとする。利用者は原則として自力もしくは、付き添いの者の介助により乗降が可能な者を対象とする。

## 12 運行管理者

（1）運転者に対し、適切な指揮監督を行うこと。

①運行管理者を選任し、町へ報告すること。

②教育項目は、運転業務、法令並びに非常信号用具、非常口及び消火器等の取扱い、接客サービス、事故事例の検証等について定期的に行うほか、必要に応じて隨時行うこと。

③運転状況に変化があるときは、適切な指示を行える体制を確立しておくこと。

④自動車の安全確保のため遵守すべき事項及び乗務員の服務規律の指導徹底並びに遵守事項の査察を実施すること。

- ⑤運転者に常務指示を行うときは、健康状況、運行経路状況、車両状態等を十分考慮のうえ、適応した割当及び配置とすること。
- ⑥事故惹起運転者、初任運転者、65歳以上の運転者には、運行の安全を確保するため遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、適正診断を受けさせること。
- (2) 運転者ごとに乗務員台帳を作成し、営業所に備え付けること。
- (3) 運転手の勤務時間管理を行い、過労防止を十分考慮した乗務配置とすること。
- (4) 乗務の指示を確実に行い、特に早発の禁止の徹底を図ること。
- (5) 運転手に対し、乗務開始前点呼を実施すること。
- ①原則として、対面により点呼を行い、疾病、疾労、飲酒等の心身状況を聴取とともに、外観的健康状態及び服装を観察して、服務の適否を判断すること。
- ②健康状態が不適と認められ、また、その旨本人から申し出があった場合は、事情を判断して、町の管理者と協議し代務運転者を乗務させること。(運行途中も含む。)
- ③天候、道路状況、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況等から照らして安全運転に必要な指示、注意を行うこと。
- ④災害、気象警報（注意報・警報・特別警報等）の状況に応じて、車両の運行に危険が及ぶ可能性が考えられる場合は、運行を中止し、町へ報告すること。
- ⑤運転免許証、業務上定められた携行品の有無を確認すること。
- ⑥車両の日常点検及び運行開始前点検の実施をすること。
- (6) 運転者に対し、乗務終了後点呼を実施すること。
- ①原則として、対面により点呼を行い、運行、道路、車両、利用者の状況について報告を受けること。
- ②乗務記録等、業務上定められた携行品を提出させ、これを点検すること。
- (7) (5) (6) の点呼を行い、報告を求め、指示したときは、運転手ごとに点呼を行った旨、報告及び指示の内容等を記録し、その記録を1年間保存すること。
- (8) 乗務記録の管理を行うこと。
- ①乗務記録を運転手ごとに記入させ、1年間保存すること。
- (9) 事故（故障時も含む）等により運行を中断したときは、旅客自動車運送事業運輸規則第18条及び第19条により適切な処置を行うとともに、町に速報し、誠実かつ責任をもって事故処理にあたること。
- ①事故等の記録及び報告書（重大な事故もしくは故障のとき）を速やかに町に提出するとともに、5年間保存すること。

### 1.3 乗務員

- (1) 乗務員は運行事業者所属の者とし、町へ報告すること。
- (2) 運行に必要な人員を確保し、病気等による業務の遅延等がないよう予備乗務員を定めておくものとする。
- (3) 乗務員は、町の循環バスを運行していることを自覚し、安全かつ利用者にとって快適な運転を行うこと。
- (4) 乗務員は、利用者へ適切な対応を行うこと。
- (5) 運行事業者は、乗務員の健康管理を行うこと。
- (6) 運行事業者は、車内札を付けさせるとともに、乗降客に対し適切な対応ができるよう接遇の指導及び安全運転等の教習・指示を行うものとする。

### 1.4 業務内容

業務内容は概ね次にあげる業務とする。ただし、業務内容を運行事業者と協議の上、変更追加することがある。

- (1) 乗合運行として必要な業務（運行業務、運賃の収受管理、乗降客の安全確保、ダイヤ管理、車内アンウンス、緊急時対応、車両の良好な状態の維持管理、備品の管理など）
- (2) 運行開始までの調整・テスト運行業務
- (3) 運行業務に関する各種調査への協力し、運行状況等データの提出を求めた場合は提出する。
- (4) 町との各種協議、調整等に係る業務。
- (5) 運行事業者は、防犯、防災に関する情報を入手した場合や緊急事態が発生したときは、速やかに対応し、町及び関係機関と連携を図るものとする。

### 1.5 利用状況の報告

- (1) 運行事業者は、各月ごとに次に掲げる「乗務記録」（報告書）を運行実施の翌月10日までに、町に提出すること。なお、報告書等については電子データ（ワードまたはエクセル）で提出すること。
  - ①利用状況報告書（利用人数など）
  - ②運賃に関する収入明細
- その他報告項目については、町と協議すること。

### 1.6 停留所標識等の維持の協力

運行中に停留所の破損・汚損を発見した場合、乗務記録等により町に報告すること。

## 1.7 燃料費の変動等

燃料費の著しい価格増減やルート変更に伴う走行距離の増減によって、燃料費が契約時の見込みから大きく変動する場合は、別途協議を行うものとする。

## 1.8 委託料の支払

委託料は、運行事業者の利用状況の報告提出後30日以内に支払うものとする。

## 1.9 関係法令の遵守

運行事業者は、業務遂行に当たって、道路交通法、道路運送法その他関係法令を遵守し、安全かつ快適な運転を図り、時間厳守に努めるものとする。

## 2.0 業務遂行上の管理

- (1) 業務にあたる乗務員は、交通安全に万全を期するとともに細心の注意を払い利用者に対して誠意をもって対応すること。
- (2) 運行事業者は、本業務に関する責任者を置き町に報告すること。
- (3) 車両故障・事故等により、運行を中止、または中断した場合は、運行事業者は直ちに町に報告するよう努めるものとすること。

## 2.1 車両管理

- (1) 運行事業者は、善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するため、車両管理責任者を定め町に報告すること。
- (2) 車両管理責任者は、車両に係る車検等を実施する際、事前に町に承諾を得ること。また、実施後は速やかに報告しなければならない。

## 2.2 機密の保持等

運行事業者は、業務履行中に知り得た個人情報等の取扱いに十分注意し、この契約が終了し、または解除された後においても、知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

## 2.3 事故等の責任

運行事業者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故等について、一切の責任を負い、誠意をもって一切の処理を行うこと。また、その処理内容等は、速やかに書面をもって、町に報告しなければならない。

## 2 4 保険に関する事項

本業務に使用する車両は、不測の事態に対応するため、利用者及び運行車両に係る自動車保険に加入すること。なお、加入手続き及び保険料の支払いは受託者が行うものとする。また、

保険契約締結後（既契約を含む）は、速やかに保険契約証書の写しを町へ提出すること。

※なお、補償内容は、下記以上の補償内容とすること

対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
人身傷害	1名につき1億円、1事故につき14億円
搭乗者保険	1名につき1千万円、1事故につき1億4千万円
医療保険金	入院日額10,000円、通院日額5,000円

## 2 5 権利・義務の譲渡の禁止

運行事業者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、事前に町の承諾を受けた場合は、この限りでない。

## 2 6 その他

- (1) 運行事業者は、町と協議のうえ、軽微な運行業務の変更に対応すること。
- (2) 運行事業者は、利用促進のため、積極的に周知活動を行うこと。
- (3) 運行事業者は、利用促進のための町の事業に積極的に協力すること。
- (4) 運行事業者は、必要に応じ新型コロナウイルス等感染症等の感染防止の対策を行うこと。
- (5) 新地町コミュニティバス業務委託プロポーザルで、提案した内容については、町と協議のうえ実施すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、町と運行事業者との協議のうえ、定めるものとする。